

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

測量計画機関である朝霞市宮戸二丁目土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市宮戸二丁目土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業地域

朝霞市宮戸二丁目土地区画整理事業区域

四 作業期間

令和元年八月五日から令和元年十一月二十九日まで